

収用事件等の処理結果（令和5年度）

事件番号	事業名	起業者名	事業認定年月日	受理年月日		裁決等の状況
				権利取得裁決申請	明渡裁決申立て	
28収第4号事件	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事	国土交通大臣 東日本高速道路(株)	H27.10.2 事業認定	H28.6.28	H28.6.28	R5.7.6 裁決 ※審査請求（裁決一部取消）に伴う再裁決
令4収第2号事件	横浜国際港都建設道路事業3・6・5号保土ヶ谷二俣川線（本宿地区）	横浜市	H4.2.21 事業認可 R4.3.9 みなし日	R5.1.24	R5.1.24	R5.7.26 取下
令4収第3号事件	横浜国際港都建設道路事業3・4・12号鴨居上飯田線（さちが丘地区）	横浜市	H17.6.3 事業認可 R4.6.14 みなし日	R5.3.24	R5.3.24	翌年度繰り越し
令5収第1号事件	一般国道409号市ノ坪工区道路改良事業	川崎市	R4.6.21 事業認定	R5.5.22	R5.5.22	翌年度繰り越し
令5収第2号事件	一般国道409号市ノ坪工区道路改良事業	川崎市	R4.6.21 事業認定	R5.5.22	R5.5.22	翌年度繰り越し
令5収第3号事件	横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第7号相鉄・東急直通線	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	H25.1.7 事業承認 R5.2.2 みなし日	R5.9.29	R5.9.29	R5.11.17 取下
令5収第4号事件	横須賀市若松町1丁目地区の第一種市街地再開発事業	(施行者名) 若松町1丁目地区市街地再開発組合	—	(価額についての裁決申請) ※都市再開発法85条 R6.2.2		R6.2.29 取下